

## 一般廃棄物・産業廃棄物の区分について

	一 般 廃 棄 物	産 業 廃 棄 物
定義	産業廃棄物以外の廃棄物	<p>事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定めるもの 輸入された廃棄物</p> <p>政令では以下を規定 (業限定のあるもの) 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、家畜ふん尿、家畜の死体 (業限定のないもの) ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ダスト類、上記産業廃棄物を処分するために処理したもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(産業廃棄物区分の導入経緯)</p> <p>高度経済成長による産業活動の拡大・国民生活の向上等に伴って、大都市圏を中心に排出される廃棄物は膨大な量に上り、特に有害物質や処理の困難な物質を多く含む産業廃棄物が公害の原因ともなっていた。このため、昭和45年の廃棄物処理法の制定によって、事業活動から生ずる廃棄物であって、環境汚染の原因になりうる産業廃棄物という区分を新たに設け、事業者の産業廃棄物処理責任を明確化した。</p> </div>

	一 般 廃 棄 物	産 業 廃 棄 物
<p>処理責任等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する責務がある。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに処理しなければならない。</li> <li>・市町村は、一般廃棄物処理基準に従って処理しなければならない。</li> <li>・市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</li> <li>・市町村長は、一般廃棄物処理基準に適合しない一般廃棄物の処分が行われ、生活環境保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合、当該処分を行った者に対し、その支障の除去等のために必要な措置を命ずることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、排出した産業廃棄物を自ら処理しなければならない。</li> <li>・事業者は、産業廃棄物を自ら処理する場合、産業廃棄物処理基準に従って処理しなければならない。</li> <li>・事業者は、産業廃棄物が運搬されるまでの間、保管基準に従って保管しなければならない。</li> <li>・事業者は、産業廃棄物の処理を委託する場合、最終処分が終了するまで注意義務を負う。</li> <li>・都道府県知事は、産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われ、生活環境保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合、当該処分を行った者、委託基準違反・管理票交付義務違反をした委託者、違反行為を要求・依頼等した者、上記の者のみによっては必要な措置が講じられず注意義務に照らし相当であるときは排出事業者 に対し、その支障の除去等のために必要な措置を命ずることができる。</li> <li>・産業廃棄物の処理を委託する場合、排出事業者は受託者に対し管理票を交付し、受託者は処分を終了したときに交付者に対し管理票の写しを送付しなければならない。また、管理票を交付した者は、その写しを5年間保存するとともに、毎年、交付の状況を都道府県知事に報告しなければならない。</li> </ul>

	一 般 廃 棄 物	産 業 廃 棄 物
処理業の許可要件	<p>(許可要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該市町村による一般廃棄物の処理が困難であること</li> <li>・申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること</li> <li>・廃棄物が飛散・流出、悪臭が発散するおそれがなく、当該廃棄物の処理に適した施設を有すること</li> <li>・処理を的確に行う知識・技能及び処理を的確かつ継続的に行う経理的基礎を有すること 等</li> </ul> <p>(欠格要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理法等に違反し、罰金以上の刑の執行終了等から5年未満の者</li> <li>・業務に関し不正又は不誠実な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 等</li> </ul>	<p>(許可要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物が飛散・流出、悪臭が発散するおそれがなく、当該廃棄物の処理に適した施設を有すること</li> <li>・処理を的確に行う知識・技能及び処理を的確かつ継続的に行う経理的基礎を有すること 等</li> </ul> <p>(欠格要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年未満の者</li> <li>・廃棄物処理法等に違反し、罰金以上の刑の執行終了等から5年未満の者</li> <li>・業務に関し不正又は不誠実な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 等</li> </ul>
処理施設設置の許可要件	<p>(許可要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構造基準に適合していること</li> <li>・地域の生活環境に適正な配慮が行われていること</li> <li>・設置及び維持管理を的確に行う知識・技能及び経理的基礎を有すること 等</li> </ul> <p>(欠格要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理法等に違反し、罰金以上の刑の執行終了等から5年未満の者</li> <li>・業務に関し不正又は不誠実な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 等</li> </ul>	<p>(許可要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構造基準に適合していること</li> <li>・地域の生活環境に適正な配慮が行われていること</li> <li>・設置及び維持管理を的確に行う知識・技能及び経理的基礎を有すること 等</li> </ul> <p>(欠格要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年未満の者</li> <li>・廃棄物処理法等に違反し、罰金以上の刑の執行終了等から5年未満の者</li> <li>・業務に関し不正又は不誠実な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 等</li> </ul>

一廃と産廃の区分に関する各種データ

(数字は平成11年度)

	一般廃棄物	産業廃棄物
総排出量	5,145万ト うち事業系1,748万ト	約4億ト
最終処分量等	再生利用量 703万ト  減量化量 3,589万ト  最終処分量 1,087万ト <small>自家処理等もあり、合計は総排出量と一致せず</small>	再生利用量 約1億7,100万ト  減量化量 約1億7,900万ト  最終処分量 約5,000万ト
最終処分場の残余容量・残余年数	(全国) 1億6,435万m <sup>3</sup> 12.3年  (首都圏) 3,747万m <sup>3</sup> 11.7年	(全国) 約1億8,394万m <sup>3</sup> 3.7年  (首都圏) 約1,727万m <sup>3</sup> 1.2年  本年12月からのダイオキシン規制適用により、13年12月現在供用中の3,942の産廃焼却施設のうち1,667が本年12月までに廃止予定と推定され、これにより年間処理能力は約2,310万トから約2,000万ト(約87%)に減少する見込み。
不法投棄件数 不法投棄量	統計なし	1,027件(平成12年度) 40.3万ト(平成12年度)